

毎年 8 月に雇用保険の基本手当日額等が見直されます (2015.8.1 改正)

賃金日額	基本手当日額					
	～29 歳	30～44 歳	45～59 歳	60～64 歳	65 歳～	
下 限 額						
2300	1840					
2500	2000					
3000	2400					
3500	2800					
4000	3200					
4500	3600					
4600	3680					
5000	3915			3881	3915	
5500	4190			4106	4190	
6000	4443			4302	4443	
6500	4675			4467	4675	
7000	4886			4550	4886	
7500	5076			4575	5076	
8000	5244			4600	5244	
8500	5391			4625	5391	
9000	5517			4650	5517	
9500	5622			4675	5622	
10000	5705			4700	5705	
10500	5768			4725	5768	
11000	5808			4950	5808	
11500	5828			5175	5828	
12000	6000			5400	6000	
12500	6250			5625	6250	
12790	6395			5756	6395	
13000	上限額	6500			5850	上限額
13500		6750			6075	
14000		7000			6300	
14210		7105			6395	
14500		上限額	7250			6525
14920			7455			6714
15000			7510	上限額		
15500			7750			
15620			7810			
上限額			上限額			

原則として被保険者期間として算定された最後の 6 か月間の賃金の総額 (臨時賃金日額 = に支払われた賃金及び 3 ヶ月を超える期間ごとに支払われた賞与等を除く)

**1. 雇用保険に加入しなければならない要件**は、次のいずれにも該当する者です

- ① 31 日以上の雇用見込みがあること
- ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

**2. 65 歳未満で離職した者の所定給付日数**

- ① 特定受給資格者（人員整理等の会社都合、倒産、解雇等による離職）
- ② 特定理由離職者（平成 29 年 3 月までに延長されました：期間の定めのある雇用契約期間が満了し、かつ、更新がされないこと等により離職した者）の場合

算定期間		6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以 上
30 歳未満		受給 できない	90 日	90 日	120 日	180 日	
30 歳以上 35 歳未満					180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満					180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満				180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満				150 日	180 日	210 日	240 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給 できない	150 日	300 日			
	45～64 歳			360 日			

※離職の日以前 1 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 6 か月以上あることが必要

- ③ 一般受給資格者（自己都合、定年等による離職等）の場合

算定期間		1 年未満	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
年齢に関係なく		受給できない	90 日	120 日	150 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給できない	300 日		
	45～64 歳		360 日		

※離職の日以前 2 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 12 か月以上あることが必要

※自己都合退職の場合には 3 か月間の給付制限期間がありますが、定年等の場合には給付制限期間はありません

**3. 65 歳以上で離職した者の高年齢求職者給付金**

算定期間	6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金（一時金）	受給できない	30 日分	50 日分

**4. 再就職手当**は、基本手当の受給資格がある者が安定した職業に就いた場合に支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ 45 日以上ある一定の要件に該当する場合に支給されます

残日数 2/3 以上	残日数×60%×基本手当日額	※基本手当日額の上限：5,830 円 (60～64 歳：4,725 円)
残日数 1/3 以上	残日数×50%×基本手当日額	

**5. 就業手当**は、基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上あり、一定の要件に該当する場合に就業日数に応じて支給されます

就業日×30%×基本手当日額	※1 日当たりの支給額の上限：1,749 円（60～64 歳：1,417 円）
----------------	-----------------------------------------